

財産の取得について

燕・弥彦総合事務組合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成9年新潟県西部広域消防事務組合条例第20号）第3条の規定に基づき、次のとおり財産を取得することについて、議会の議決を求める。

令和 8 年 5 月 15 日 提 出

燕・弥彦総合事務組合

管理者 燕市長 佐 野 大 輔

記

財産の種類	動産（救急自動車 分水救急2号車）
取得価格	一金 27,280,000円 （うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 2,480,000円）
取得の相手方	新潟県新潟市中央区万代2丁目1番1号 新潟トヨタ自動車株式会社 代表取締役 中野照道